

一般社団法人日本発達心理学会 倫理綱領

前文

一般社団法人日本発達心理学会（以下、本学会）は、定款第3条による本学会の目的の達成に関わり、すべての人間の基本的人権と尊厳を最大限に尊重し、学術活動並びに社会的活動を全うするため、ここに本綱領を制定する。

会員には、発達心理学研究に関わる専門家としての社会的自覚と責任の下、研究およびその実践活動等に携わるなかで、すべての人の生涯発達を支え、そのための実践を行うことができるよう、十分な配慮が求められる。またこの実現は、会員個人の自律性に依拠するものであるが、会員は相互にこれに関心を払い、研究倫理にかなった行動を行うよう留意しなければならない。

上記前文の主旨に基づき、以下の倫理規程を定める。

倫理規程

第1条 基本的精神

本学会会員は、研究や実践活動等の実施および公表において、その協力者となる者に対して、常にその基本的人権に配慮しなければならない。

- (1) 個人の生命、健康、尊厳、全体性、自己決定権、プライバシーおよび個人情報の秘密を守ることは、発達心理学の研究や実践に関与する者の責務である。
- (2) 個人のプライバシーおよび個人情報の秘密保持を厳守するため、あらゆる予防策を講じなければならない。
- (3) とりわけ、子どもの健全な発達や障害者、高齢者の人権を損なうことがあってはならない。
- (4) 動物研究に関しては、地球社会の調和ある共存に貢献することを前提とし、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。

第2条 研究実施のための配慮と制限

会員は、研究・実践活動等に際しては、情報提供者もしくは研究協力者に対して、原則として、あらかじめ研究目的や研究内容等を十分に説明し、同意を得た上で行う義務を負う。その際、研究協力への自由を持っていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。研究協力への勧誘は過度なものであってはならない。

所属機関に倫理審査委員会等がある場合には、原則として、所定の申請手続きに則り申請を行い、審査・承認を受ける必要がある。また学会は、利益相反に関する指針を別途定め、指針に沿って利益相反を管理する。会員は、指針にそって、自己申告をする必要がある。

- (1) 研究協力者が、自らの意志で研究への協力を拒否、途中で中断あるいは放棄できることを、原則として、事前に説明しなければならない。
- (2) 研究への同意は、研究協力者本人から得ることを基本的原則とする。但し、子どもや障害・疾患を有する人等、研究協力者が同意の判断が困難な場合には、研究協力者を保護する立場にある者の同意を得ることが必要であるとともに、本人に対しても理解能力に応じた説明を行い、その賛意が得られるよう最大限努めなければならない。不賛意が表明された場合には、それを尊重しなければならない。また、研究実施に際しては、とりわけ子どもや障害・疾患を有する人等に及ぼす影響に対する配慮が必要である。
- (3) 同意を得る際には、研究実施に関わる情報を開示することを原則とする。研究実施に伴って生じる負の影響をあらかじめ予想し、それを防ぐ手立てを事前に考えておく必要がある。その事態が生じた際には、すぐに解決を図る必要がある。
- (4) 研究・活動の進行中に協力者の心身を脅かす等、周囲への負の影響に研究者が気付いた際には、研究をただちに停止し事態の改善を図る処理を実行しなければならない。

第3条 情報の秘密保持の厳守

研究や実践活動によって得た情報については厳重に管理し、実施時に同意を得た本来の目的以外に使用してはならないし、同意を得た情報以外は利用してはならない。目的以外に使用する場合には、改めて研究協力者に同意を得ることが必要である。

第4条 研究成果の公開に伴う責任

会員は、研究・実践活動等で得られた成果を公表する場合には、それがもたらす社会的意義に十分配慮して、専門家としての責任を自覚して行わなければならない。そして研究のもたらす社会的・人道的・政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行わねばならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 公表に際しては、あらかじめ研究協力者の同意を得なければならない。また同時に、同意なしに研究協力者が特定されることがないように配慮する必要がある。また同意を得たことを、成果発表の際に記載することが必要である。また写真等に関しても、個人が特定されないようにする必要がある。
- (3) 研究のために用いた資料等については、出典を明記する。また著者本人や共同研究においてすでに発表した論文等がある場合、その引用を行う時にも出典を明記することが必要である。
- (4) 共同研究においては、開始当初から共通の目的についての認識を共有する必要がある。また公表に際し、共同研究者の権利と責任に十分に配慮する。データ等の帰属、成果を発

表する方法、筆頭著者や共著者等のオーサiershipについては、計画段階で合意の上で実施することが必要である。とりわけ、学生に対する教育責任および学生の利益に配慮する必要がある。

- (5) 研究助成等を受けて行った研究に関しては、その点を明記する必要がある。会員は「一般社団法人日本発達心理学会 利益相反（COI）に関する指針」に即して行動する義務を負う。利益相反に関する情報は、学会が定めた利益相反申告書によって申告しなければならない。
- (6) 研究結果を社会に公表する際には、発達心理学的根拠に基づき、虚偽や誇張、歪曲のないようにする。
- (7) 学会に投稿する際には、同時に他の学会に同一論文を投稿してはならない。また同一データを用いて、同一の目的、分析方法を用いた論文をすることはできない。またまとめて実施した一つの研究を複数の小研究に分割して公表する際には、全体計画や目的、既公表研究と当該研究発表との関係を明記する必要がある。
- (8) 研究公表においては、研究の主體的関与者としての資格がある者を著者として記さなかったり、反対に研究に貢献がなかった者を著者に加えたりしてはならない。この点で、所属組織の職位等により、特に学生や職員にオーサiership上の不利益が生じないように留意する必要がある。

第5条 研鑽の義務

会員は、本綱領を十分理解し、実行できるように研鑽する機会を持つようにする。本学会は、会員の学問的誠実性と自律的行動を促進するため、本綱領の周知・理解と実行へ向けた研鑽の機会を持たなければならない。

第6条 倫理の遵守および抵触疑義への対応

会員は、発達心理学の研究活動や実践活動において、本綱領を十分に理解し、遵守するよう努めなければならない。万一、本綱領に抵触する疑義が持たれる事態が生じた場合には、本学会は会員の研究活動の公正性を確保するため、代表理事が必要に応じて倫理問題調査委員会を設置しその事態に対応する。

第7条 改定

本綱領の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

附則 本綱領は、2018年3月22日より施行する。